

第2回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成23年9月29日

301委員会室

- 1 通年議会を採用する場合の検討課題について
- 2 全国における通年議会の取組状況について
- 3 地方自治法の一部を改正する法律案について
- 4 今後の進め方について
- 5 次回の日程について

【配付資料】

- 資料1 通年議会を採用する場合の検討課題
- 資料2 全国における通年議会の取組状況
- 資料3 通年議会実施要綱など白老町議会における通年議会関連資料
- 資料4 地方自治法の一部を改正する法律案関連資料

通年議会を採用する場合の検討課題

1 会議のあり方について

【三重県議会議会改革諮問会議最終答申より】

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があると考えます。

(1) 開議・閉議の原則

議会の開議・閉議については、議事整理権に基づく議長の専権事項とされている。ただし、議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、その日の会議を開かなければならない（地方自治法第114条）。

(2) 長等の議場への出席について

① 地方自治法の規定

〔長その他役員等の出席義務〕

第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

② 三重県議会における出席説明員の範囲

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のように運用している。

ア 議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。

また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議会の構成に関する事項の審議時は議員だけで審議を行い、議案等の審議時にのみ説明員の出席を求めて審議を行う。

イ 随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事並びに総務部及び所管部局関係職員のみ限定する。

ウ 各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めないこととする。ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を認める。

2 専決処分について

【三重県議会議会改革諮問会議最終答申より】

通年制を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。

(1) 地方自治法の規定

[専決処分]

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

[議会の委任による専決処分]

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 専決処分の実施状況

① 地方自治法第 179 条によるもの

- ・平成 19 年 3 件（三重県県税条例の一部を改正する条例ほか 2 件）
- ・平成 20 年から 22 年まで 0 件
- ・平成 23 年 4 件

平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度三重県電気事業会計補正予算（第 1 号）

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

② 地方自治法第 180 条によるもの

- ・行政機関の位置または管轄区域を定める条例の改正
- ・自動車事故による損害賠償
- ・県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解
- ・県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償
- ・支払督促に係る訴えの提起及び和解

3 一事不再議について

【三重県議会議会改革諮問会議最終答申より】

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第 16 条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように、会議規則を見直しておく必要があります。

(1) 制度の内容、沿革等

- ・同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしないことを一事不再議の原則という。ローマ法の「一事不再理」（一度確定判決があった事件については、再び裁判を行わないとする訴訟法上の原理）に由来し、イギリス議会において発展してきたといわれる。
- ・一事不再議の原則は、議会の意思は一会期に一つであるという観念からも導かれるが、主として、合議体としての議会を能率的に運営するため、また、議会の意思が不明確となり、議決が常に不安定な状態におかれるのを避けるため、議事運営上認められているものである。
- ・旧憲法下においては、第 39 条に「両議院の一に於て否決したる法律案は同会期中に於て再び提出することを得ず」と規定していた。一方、現行憲法、国会法、地方自治法にはこれに該当する規定はないが、一般的に会議体の運営に関してあてはまる合理的なルールとして扱われている。
- ・三重県議会会議規則では、次のとおり規定している。

（一事不再議）

第 16 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(2) 一事不再議の原則の例外

① 事情変更の原則

議会構成員の変更といった主体側の事情に加え、突発的な災害等によって議決の前提が大きく変動したような場合等、議決後に客観的な事情の変更があれば、一事不再議の原則の適用はない。

② 直接請求・請願・陳情

直接請求・請願・陳情については住民の権利であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則の適用はない。

③ 長による再議制度

議会の議決に対する地方公共団体の長の拒否権としての再議については、一事不再議の原則の適用はない。

(3) 三重県議会において一事不再議が問題となった事例

① 平成 20 年第 2 回定例会

【10 月 30 日】

- ・議案第 1 号「平成 20 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、美し国関連部分を減額、修正可決

【11 月 10 日】

- ・議案第 17 号「「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について」を訂正し、訂正後の議案第 17 号を原案可決
- ・美し国関連予算である議案第 24 号「平成 20 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）」を追加上程し、原案可決

② 議会運営委員会での協議結果

議案第 24 号は、「美し国おこし・三重」三重県基本計画の執行にかかる補正予算の議案であり、同計画の執行にかかる補正予算が含まれていた議案第 1 号については、10 月 30 日の本会議で、当該関係部分を減額修正して可決されているが、議案第 17 号「「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について」が可決されたことにより、議案第 24 号として、あらためて関係の補正予算が単独で提出されたものであり、議案第 1 号の議決時点とは、事情が異なっていることから、議案第 24 号を上程のうえ、審議することとされた。

全国における通年議会の取組状況

資料2

	議会名	施行時期	会期	本会議	本会議の名称	一事不再議	会議録	その他
1	北海道白老町	平成21年から	1月から翌年の 招集日前日まで	3月、6月、9月及び 12月(以下「定例会」と いう。)に再開する。	平成〇〇年白老町議会 定例会〇月会議	定例会月に再開する本会 議の都度、事情変更が あったものとみなす。	定例会月及び本会議 を再開する月ごとに 調製する。	—
2	宮城県蔵王町	平成21年から	1月から12月まで	3月、6月、9月及び 12月(以下「定例会」と いう。)に再開する。	平成〇〇年蔵王町議会 定例会〇月会議	再開する本会議の都 度、事情変更の原則を 適用する。	定例会月及び本会議 を再開する月ごとに 調製する。	町長から議案等審 議のため本会議の 再開を要請された 場合は、原則として 7日以内に本会議 を再開する。
3	北海道福島町	平成21年度から	4月1日から3月 31日まで	6月、9月、12月及び 3月の定例に再開す る。	平成〇〇年度福島町議 会定例会〇月会議	定例に再開する本会議 の都度、事情変更の原 則があったものとみな す。	定例及び定例以外 に再開する本会議 ごとに調製する。	—
4	神奈川県開成町	平成22年から	1月から12月まで	3月、6月、9月及び 12月(以下「定例会」と いう。)に再開する。	平成〇〇年第〇回開成 町議会定例会〇月会議	定例会月に再開する本会 議の都度、事情変更の 原則があったものとみ なす。	定例会月及び本会議 を再開する月ごとに 調製する。	—
5	千葉県長生村	平成22年から	1月から12月まで	3月、6月、9月及び 12月(以下「定例会」と いう。)に再開する。	平成〇〇年長生村議会 定例会〇月会議	再開する本会議の都 度、事情変更の原則を 適用する。	定例会月及び本会議 を再開する月ごとに 調製する。	村長から議案等審 議のため本会議の 再開を要請された 場合は、原則として 7日以内に本会議 を再開する。
6	長野県軽井沢町	平成22年から	1月から12月まで	3月、6月、9月及び 12月(以下「定例会」と いう。)に再開する。	平成〇〇年第〇回軽井 沢町議会定例会〇月会 議	定例会月に再開する本会 議の都度、事情変更の 原則があったものとみ なす。	定例会月及び本会議 を再開する月ごとに 調製する。	—
7	長野県小布施町	平成22年から	3月から翌年2月 まで	3月に開会し、6月、9 月及び12月に再開す る。	平成〇〇年小布施町議 会〇月会議	開会又は再開する審議 期間の異なる本会議の 都度、事情変更の原則 を適用する。	会議ごとに調製す る。	町長から議案等を 示し、再開の請求 があったときは、7 日以内に本会議を 再開しなければならない。

	議会名	施行時期	会期	本会議	本会議の名称	一事不再議	会議録	その他
8	熊本県御船町	平成22年度から	4月から翌年3月まで	3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。	平成〇〇年度第〇回御船町議会定例会(〇月会議)	定例月及び本会議を再開する月ごとに、事情変更の原則を適用する。	定例月及び本会議を再開する月ごとに調製する。	—
9	福岡県川崎町	平成23年から	4月から翌年3月まで	6月、9月、12月及び翌年3月(以下「定例月」という。)に定期的に再開する。	平成〇年度第〇回川崎町議会定例会(〇月会議)	定期的に再開する本会議の都度、事情変更の原則の適用があったものとみなす。	定例月及び再開する会議ごとに調製する。	—
10	岩手県紫波町	平成23年から	1月から12月まで	3月、6月、9月及び12月の定例に開く。(以下「定例会議」という。)	平成〇〇年紫波町議会定例会〇月会議	定例会議及び定例会議以外の会議ごとに、事情変更の原則を適用する。	定例会議及び定例会議以外の会議ごとに調製する。	—
11	三重県四日市市	平成23年から	5月から翌年4月まで	5月に開会し、6月、9月、11月及び2月(以下「定例月」という。)に再開する。	平成〇〇年〇月定例月議会	定例月議会及び緊急議会ごとに、事情変更の原則を適用する。	定例月議会及び緊急議会ごとに調製する。	—

○ 白老町議会通年議会実施要綱

平成 20 年 5 月 29 日

議会訓令第 2 号

(総則)

第 1 条 この要綱は、議会の監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年 1 回とし、その会期を通年とする通年議会を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第 2 条 定例会の会期は、1 月から翌年の招集日前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、1 月から 9 月及び 11 月から翌年の招集日前日とし、議会の解散があった場合の会期は、1 月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後 10 日を経過する月から翌年の招集日前日とする。

(本会議)

第 3 条 本会議は、3 月、6 月、9 月及び 12 月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第 4 条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して平成〇〇年白老町議会定例会〇月会議とする。

(議案等の提出)

第 5 条 議会提出の議案、意見書案及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

2 町長提出議案等は、定例月及び本会議を再開する月ごとに議案の種別により一連の番号を付けるものとする。

(議事日程の作成)

第 6 条 議事日程は、定例月及び本会議を再開する月ごとに一連の番号を付けるものとする。

(代表質問及び一般質問)

第 7 条 代表質問は、定例月の 3 月において行うものとし、一般質問は、定例月ごとに行う。ただし、議員の任期満了の年及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、この限りでない。

(一事不再議)

第 8 条 白老町議会会議規則（平成 20 年議会規則第 2 号）第 9 条の規定については、定例月に再開する本会議の都度、事情変更があったものとみなす。

(所管事務調査の通知)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査の必要がある場合は、この限りでない。

2 所管事務調査の項目は、定例月に再開する本会議の審議期間最終日に議事堂で配布する。ただし、災害など緊急に調査の必要がある場合は、その都度通知する。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開する月ごとに調製するものとする。

(その他)

第11条 この本要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、事前に町長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年1月6日から施行する。

白老町議会運営基準の一部改正について

通年議会の試行に伴い、説明員の出席についての確認事項を基準とするもの。

- (1) 本会議に出席する説明員は、必要最小限とする。
- (2) 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は、自由に退席することができる。
- (3) 本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし、議員同士の討論を重要とする。

改 正 前	改 正 後
<p>第5章 議事 第1節 説明員</p> <p>1 議場に説明員の出席を要求するときは、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。</p> <p>2 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長職以上の者とし、議長に通知のあった者とする。</p> <p>第2節 諸般の報告</p> <p>3 諸般の報告は、法令に定めるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。</p>	<p>第5章 議事 第1節 説明員</p> <p>1 議場に説明員の出席を要求するときは、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。</p> <p>2 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長職以上の者であって必要最小限の人員とし、議長に通知のあった者とする。</p> <p><u>3 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議のみを行う本会議には、説明員の出席を求めない。</u></p> <p><u>4 町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了した時に議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議会提案の審議を行う。</u></p> <p>第2節 諸般の報告</p> <p><u>5 諸般の報告は、法令に定めるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。</u></p> <p><u>6 ※以下、2号ずつ繰り下げる。</u></p>

議案説明

町長の専決処分事項の指定について

白老町議会は、平成19年第2回定例会より通年議会の本格実施にむけた試行を実施しているが、ほぼ年間を通して会期中とすることから、町長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第179条に基づく専決処分は限りなくできなくなる。

このことから、通年議会の試行及び本格実施にあたり、町長において議会の議決に付すために時間的な余裕がない ① 災害等の維持補修や工事、② 年度末における基金繰り戻し、③ 年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについて、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行うものである。

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

なお、地方自治法第180条の専決処分について（平成元年9月29日議決）及び地方自治法第180条の専決処分について（平成8年12月12日議決）は廃止する。

- (1) 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- (2) 議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が400万円を超える場合にあっては、400万円以内）で変更すること。
- (3) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- (7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について

平成 23 年 8 月

総務省自治行政局

1 地方議会制度

(1) 地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日（毎月1日以上）を条例で定める。一方、長は臨時会議の開催を請求できることとする。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定。

(2) 臨時会の招集権

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

(3) 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例に委任する。
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

2 議会と長との関係

(1) 再議制度

- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

- ・ 収支不能再議を廃止する。

(2) 専決処分

- ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 条例公布

- ・ 長は、条例の送付を受けた日から 20 日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

3 直接請求制度

- ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。
 - ※ 現行：有権者数の 3 分の 1 (40 万を超える部分については 6 分の 1)
 - 改正後：有権者数の 3 分の 1 (16 万から 40 万の部分については 6 分の 1、40 万を超える部分については 10 分の 1)
- ・ 条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する。

4 住民投票制度の創設

- ・ 大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。
 - ※ 条例で定める大規模な公の施設の設置を議会が承認した後、住民投票を実施し、住民投票で過半数の同意がなければ、当該公の施設は設置できない。

5 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

6 一部事務組合・広域連合等

- ・ 一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
- ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 議会制度の見直しに関する事項

一 議会の会期制度

1 普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める一月中の日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるものとする。 (第百二条の二第一項関係)

2 1の議会は、条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならないものとする。 (第百二条の二第七項関係)

3 普通地方公共団体の長は、1の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができるものとする。 (第百二条の二第八項関係)

二 議会の招集手続

1 議長による臨時会の招集請求のあった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができるものとする。 (第百一条第五項関係)

2 議員定数の四分の一以上の者による臨時会の招集請求のあった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、当該請求をした者の申出に基づき、臨時会を招集しなければならぬものとする。 (第百一条第六項関係)

3 2の場合において、議長の職務を行う者が不在ときは、都道府県の議会にあつては総務大臣、市町村の議会にあつては都道府県知事は、当該請求をした者の申出に基づき、臨時会を招集しなければならぬものとする。 (第百一条第七項関係)

三 議会運営

1 委員会の委員の選任等に関する規定を削除し、条例で定めるものとする。 (第百九条第九項関係)

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができるものとする。 (第百十五条の二第一項関係)

3 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査の

⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑦ 前項に規定する場合において、議長の職務を行う者が不在ときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県の議会にあつては総務大臣、市町村の議会にあつては都道府県知事は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑧ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

②④ (略)

⑤ 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

⑤) 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第百二条 (略)

②④ (略)

⑥ 前条第七項の場合においては、第四項の規定にかかわらず、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事が、同条第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

⑦ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、第三項から前項までの規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑧ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める一月中の日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

② 前項の議会は、第四項の規定又は第六項において準用する第百一条第七項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める一月中の日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この

⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑥ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

場合においては、その招集の日から翌年の第一項の条例で定める一月中の日の前日までを会期とするものとする。

⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

⑥ 第一百一条第七項の規定は、第四項に規定する議員の任期が始まる日から三十日以内に普通地方公共団体の長が当該議会を招集しないときについて準用する。この場合において、同条第七項中「第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日」とあるのは「第一百一条の二第四項に規定する議員の任期が始まる日から三十日を経過した日」と、「臨時会」とあるのは「同条第一項の議会」と読み替えるものとする。

⑦ 第一項の議会は、条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑧ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

⑨ 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十一条、第二百四十三條の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百一十一条中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三條の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開

かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内」とする。

第五節 委員会

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事

第五節 委員会

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。

④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。